# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項	目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

千葉県東庄町長

#### 公表日

令和6年12月13日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファ	イルを取り扱う事務
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	東庄町が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、東庄町の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、東庄町における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、東庄町において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同で構築している。東庄町は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票に記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出又は職権に基づく住民票に記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の転出元市町村に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの変更 ⑨個人番号カード等を用いた本人確認 ①情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の情報連携のための中間サーバーへの登録なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人番号の通知をび個人番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年総務省令第85号)第35条により機構に対する事務の一部の委任が認められている。
③システムの名称	住民記録システム,住民基本台帳ネットワークシステム,中間サーバー,宛名管理システム,バックアップシステム,コンビニ交付システム,申請管理システム,サービス検索・電子申請機能
o 杜宁伊(桂邦)	An An

#### 2. 特定個人情報ファイル名

1. 住民基本台帳ファイル 2. 本人確認情報ファイル 3. 送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)  2. 住基法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第15条の4(除票の写し等の交付) ・第22条(転入届) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の6(カ町村長の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

4. 情報提供ネットワークシ	・ ・ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [ 実施する ] 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項の うち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる1、2、3、4、5、7、11、13、15、2 0、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、9 1、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、 142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項 (情報照会の根拠) ・なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)
5. 評価実施機関における	担当部署 担当部署
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
請求先	総務課庶務係 千葉県香取郡東庄町笹川い4713番地131 0478-86-1111
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	町民課町民係 千葉県香取郡東庄町笹川い4713番地131 0478-86-6070
9. 規則第9条第2項の適用	用 [ ]適用した
適用した理由	

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		i ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	16年12月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満 ]	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	6年12月1日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

### Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書 布機関については、それ	] ぞれ重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書
されている。				
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワーク	システムを通じたノ	(手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	<b>5</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		]	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネット	・ワークシステムを通	じた提供を除く。) [ 〇	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えし 失・毀損リスクへの対策 分か		[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる	る作業				[	]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生する への対策は十分か	リスク	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		バー登録		いらのマイナン	ンバー	録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナン 取得の徹底や、複数人での確認を行うようにしており、 あると考えられる。

9. 監査		
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	<選択肢>
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって7 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行っ 6) 情報提供ネットワークシ 7) 情報提供ネットワークシ	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 不正に使用されるリスクへの対策 に使用等のリスクへの対策 われるリスクへの対策 われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) システムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 システムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 システムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	に則り、漏えい・滅失・毀損を防 に、特定個人情報ファイルの滅	なび特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編) 方ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるととも 成失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 から、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」

#### 変更箇所

変更固.	_	本事故の知能	本事体の創業	48 dune 46	相山性がたなて髪の
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月7日	公表日 Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	平成30年4月1日 平成30年4月1日	令和元年6月7日 平成31年4月1日	事後 事後 事後	
令和1年6月7日		平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月7日	いつ時点の計算か IV リスク対策	_	Ⅳ リスク対策の追加	事後	
令和4年3月4日		令和元年6月7日	令和4年3月4日	事後	
1744-4-071-4-1	Ⅱ しきい値判断項目	17472-7077 1	וויויוויוויוויוויוויוויוויוויוויוויוויו	<b>子</b> 区	
令和4年3月4日	1. 対象人数 いつ時点の計算か	平成31年4月1日	令和4年1月1日	事後	
令和4年3月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計算か	平成31年4月1日	令和4年1月1日	事後	
令和5年2月28日	公表日	令和 4年3月4日	令和 5年2月27日	事後	
令和5年2月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	東庄町が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、東庄町の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。住民基本も様、住民基本も様、住民基本も様、田田川田町も御民と関するという。11年2日、日本の日本に、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	東庄町が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権制を保障するためには、東庄町の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法、昭和42年法律第81号。以下任基法上という。)に基づき作成されるものであり、東庄町における住民の画に関する制度などその住民を始せる記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するともにであり近代にに対象するため、住民に関する配象と正確かつ続一的に行うものであり、東庄町において、住民の別住の居住関係の公益、産業となるものである。また、住基に基づいて住民基本台帳のネットクーク化を図り、東庄町は、住基法及び行政手続におけ、では、東京と共同で構造している。東京とは、上海に基本が、住民基本台帳のネットを都道府県と共同で構造している。大の書号の利用等に関する法律で呼びまたは実立の手、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳をかり、別価に基づき住民票の記載をした際の転出五市町村に対する地民、海に国、北田県、世帯変更届等の届出又は職権に基づ住民票に記載、消除又は記載の修正、2年入日、本民国、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づ住民票に記載、消除文は記載の修正、2年入日、本民国、記載、消除文は記載の修正、2年入日、中の世帯に属する者の語域でよる住民票の日、第2年、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、日本の主が、	事後	
令和5年2月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民記録システム、住民基本台帳ネットワーク システム、中間サーバー、宛名管理システム、 バックアップシステム	住民記録システム、住民基本台帳ネットワーク システム、中間サーバー、宛名管理システム、 バックアップシステム、コンビニ交付システム、 申請管理システム	事後	
令和5年2月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1.番号法 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)  2.住基法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(程民票の記載等) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するため借措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けてしる著に関する転入届の特例) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けてしる者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	しの文付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第15条の4(除票の写し等の交付) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けて リスチ等に関する訴3屋の禁例)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステ ムによる情報連携 ②法令上の根拠	48、53、54、57、58、59、61、62、66、6 7、70、74、77、80、84、85の2、89、91、 92、94、96、101、102、103、105、106、 108、111、112、113、114、116、119の 項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、1 6、20、22、22条の3、22条の4、23、24、2 4条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、 31、31条の2、31条の3、32、33、37、38、 39、40、41、43、43条の3、43条の4、44 条の2、45、47、48、49条の2、50、51、5 3、55、56、57、58、59、59条の2、59条の 3 (情報照会の根拠)	者)が「市町村長」の項のうち、第四欄「特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、4、85、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)・第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2の2、31条の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43条の3、43条の4、44条の5、45、57、58、59、59条の2の2、59条の2の3、59条の3、(情報照会の根拠)	事後	
令和5年2月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	・なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	・なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	事後	
令和5年2月28日	いつ時点の計算か II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
	いつ時点の計算か			事後	
令和6年3月29日 令和6年3月29日	区表日 I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	令和 5年2月27日 住民記録システム、住民基本台帳ネットワーク システム、中間サーバー、宛名管理システム、 バックアップシステム、コンビニ交付システム、 申請管理システム	令和 6年3月29日 住民記録システム、住民基本台帳ネットワーク システム、中間サーバー、宛名管理システム、 バックアップシステム、コンピニ交付システム、 申請管理システム、サービス検索・電子申請機 能	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計算か	令和5年1月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計算か	令和5年1月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	
令和6年12月13日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	東庄町が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を経済するためには、東庄町の住民に関する正確な記録が登機されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法に関するとでは、東庄町の住民に関する正確な記録を招優したの同出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を入れてしまって、住民の有限と関するとは、自己の場合を担めている。 「住民法」をいる。「他の場合を対している。」をいる。「は、日本の人の場合を関するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する部録を可るとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する事務の処理を必要を受けるとともに行政の近代化に対処すると、住民に関する事務の処理を必要を受けるととして行政の近代化に対処すると、住民に関する事務の処理かるととして行政のでは、と、と、と、と、と、は、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と	東庄町が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、東庄町の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下任基法という、)に基づき仲成されるものであり、東庄町における住民の届出に関する制度及じての住民たる始色を記録する各種の特に関する制度及じての住民たる始色を記録する各種の特に関する制度及じての住民たる始色を記録する各種の特に関する制度及じての住民に関する記録を正確の基本の機に関する制度のである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の基礎となるとは長来台帳のネットワーク化と図り、全国共通の本人階部2ステム(住基本ツ)を増加資料と同じ構築している。東庄町は、基本人(住基本の)を増加資料とでは基本の場合では、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。の規定は近畿の修正と報気は、電景の本価は、主任民基本台帳を作成。 転居届、転出届、世帯変更届等の届出 兄は職権に基づ住民票の主告に表の教証の市前村に対する通知 3位民基本台帳の正確な記録を確保するため付置置 4年以上の一の世帯に属する者の請求による住民票の写し側人基制の主確な記録を確保するための指置 4年以前の規模を開発の展生、第二年は、日本の表には、対しまの表に対しましましまりましましましましまりましましまりましましましましまりましましまりましまりましましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりましまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまり	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		6, 108, 110, 112, 115, 118, 124, 12 9, 130, 132, 136, 137, 138, 141, 14 2, 144, 149, 150, 151, 152, 155, 15	事後	
令和6年12月13日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計算か	令和6年3月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月13日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計算か	令和6年3月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月13日	Ⅳ リスク対策 8. 人を介在させる作業	_	十分である	事後	様式変更による追加
令和6年12月13日	IV リスク対策 8. 人を介在させる作業	_	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナン パー登録等の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、複数人での確認を行うようにしており、 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更による追加
令和6年12月13日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと思わ れる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更による追加
令和6年12月13日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと思わ れる対策	-	十分である	事後	様式変更による追加
令和6年12月13日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと思わ れる対策	_	東庄町情報セキュリティ規則及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい、滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい、滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更による追加